

## 富加町奨学生募集要項

進学 of 意欲と能力を有しながら経済的理由により就学が困難な方に対し、富加町奨学資金貸付条例に基づき、下記のとおり奨学生を募集します。

### 1. 奨学生の資格

次の要件の全部に該当する生徒・学生

- (1) 本人又は保護者が申請日時点で 6 か月以上富加町に在住していること
- (2) 経済的理由により就学に必要な資金を必要としていること
- (3) 高等学校、大学等の教育機関に在学（入学が決定）していること
- (4) 就学にたえ得る健康状態であること
- (5) 在学学校長又は最終出身学校長の推薦を受けることができること

### 2. 奨学資金の貸与月額

- (1) 高等学校又はこれに準ずる教育機関・・・月額 10,000 円
- (2) 大学又はこれに準ずる教育機関・・・月額 30,000 円

※専門学校（都道府県知事の認可を受けた専修学校専門課程）を含む

### 3. 奨学金の貸与期間

高等学校・大学とも 1 年間で、継続して貸与を受ける場合は毎年の申請が必要です。  
ただし、正規の修学年限を超えないこととします。

### 4. 申請期間

3 月 1 5 日～4 月 1 5 日の間に富加町教育委員会へ申請してください。（郵送不可）  
（4 月 1 5 日が土曜日、日曜日の場合は翌月曜日までとなります）

### 5. 申請書類

1	富加町奨学資金貸与申請書	様式第 1 号
2	推薦書	様式第 2 号 学校長の推薦書 新入生＝出身校 在校生＝在籍校
3	成績証明書	新入生は出身校のもの
4	在学証明書又は入学予定証明書	新入生は入学予定校の入学予定証明書
5	所得証明等	世帯の所得のある者全員の所得証明書
6	世帯全員の住民票	
7	健康診断書	医師所定の健康診断書
8	作文	新規申請者のみ 進学先での目標・将来の夢などについて 400 字詰原稿用紙 2 枚 800 字程度

## 6. 選考方法及び選考結果

選考委員会を経て町長が決定し、郵送で通知します。

※4月下旬に開催し、5月上旬に通知します。

※前年の成績及び世帯の所得の状況により不採用になる場合があります。

## 7. 貸与の開始

貸与決定の通知を受けた方は、指定された期限までに連帯保証人と連署した誓約書及び口座振込申請書を提出していただきます。連帯保証人は保護者と保護者以外の独立した生計を営む者の2名とします。

奨学資金の振り込みは、毎月23日頃に指定口座に振り込みます。

## 8. 奨学資金の返還

(1)卒業の1年後から返還が始まります。原則として無利子とします。

### (2)償還期間

高校で貸与を受けた場合・・・6年以内

大学等で貸与を受けた場合・・・8年以内

※貸与を受けた期間の2倍の年数以内。

### (3)償還方法

原則として償還額を年賦で算出し毎年3月31日までに返還していただきます。

(4)疾病その他やむを得ない理由があると町長が認めたときは、返還の猶予又は免除できる場合がありますので、ご相談ください。

お問い合わせ先 教育委員会 電話 0574-54-2177 (直通)

(平成29年1月富加町教育委員会)